

契約情報

工事（委託）番号	岐博委第 一 号
工事（委託）名	岐阜県博物館本館屋上防水改修工事の監督及び検査等に係る技術支援業務
施工(履行)場所	岐阜県関市小屋名 1989 岐阜県博物館
契約方式	随意契約
随意契約の場合の理由	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、1者見積による随意契約とした。
契約年月日	令和7年8月25日
契約業者名	(公財)岐阜県建設研究センター
契約業者住所	大垣市今宿6-52-18ソフトピアジャパンワークショップ 24
施工(履行)期間	令和7年8月25日 ~ 令和8年1月31日
契約金額(消費税込)	801,900円
工事(業務)概要	本館屋上防水改修工事に当たって、当館が行う工事監督及び検査等に係る技術的助言、支援を委託し、当該工事の円滑かつ適正な施工、品質の確保を図る。

## 該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性      本業務は岐阜県長寿命化計画に基づき、本館屋上防水改修工事を行うに当たり、監督員及び検査員への技術的支援を行う業務である。      「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)」では、発注者は工事等の監督及び検査等を適切に実施しなければならず、適切に実施することが困難であると認めるとときは、当該事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないこととされている。      当館には、当該工事を技術的かつ適切に監督及び検査できる職員が配置されていないため、監督員等を技術面から補助的に支援する者の確保が必要である。      加えて、発注者業務の監督や検査業務の一部を担う者には、高い中立性及び秘密の保持が求められている。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明      (公財)岐阜県建設研究センターは、建設事業に関する調査研究、建設技術者的人材育成の研修を実施するとともに、当県及び当県市町村の建設行政の適正かつ効率的な執行を総合的に支援することを設立の目的とした団体である。      品確法では、国及び都道府県は発注者を支援するための措置を行うものとされており、その趣旨に基づき、中部地方整備局が中心となって「発注者支援のための発注関係事務を適切に実施できる者(以下「支援機関」という。)」の認定が行われているところであるが、当該団体は、当県唯一の支援機関として認定されている団体である。      中部地方整備局における支援機関の認定の際には、技術力のほか、法令遵守及び秘密保持を確保できる体制、関係事務を公正に行う条件の具備等が要件となっており、支援機関の認定により、その条件が認証され、当館事務支援者に求められる条件が確保されていると認められる。      このことから、(公財)岐阜県建設研究センターは本支援業務を実施しうる唯一の者である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。